



JASDAQ

平成 22 年 10 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 倉 元 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 聡
(コード番号 5 2 1 6)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 部 長 関 根 紀 幸
電 話 0228 32 5111

子会社に対する訴訟の提起（控訴）に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社 FILWEL（以下、FILWEL）は、フジボウ愛媛株式会社（以下、フジボウ社）から専用実施権の侵害にかかる提訴を受け係争を行い、その結果、平成 22 年 8 月 31 日大阪地方裁判所より FILWEL 全面勝訴の判決が言い渡されておりました。しかしながら、この度フジボウ社より当該判決に対し控訴がありましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本件訴訟における当事者とはなっておりません。

記

1．裁判所及び控訴年月日

知的財産高等裁判所 平成 22 年 9 月 13 日（控訴状到達日 平成 22 年 10 月 22 日）

2．子会社の商号

- (1) 商 号 株式会社 FILWEL
- (2) 本店所在地 山口県防府市鐘紡町 3 番 1 号
- (3) 代表者氏名 取締役社長 中村和彦

3．控訴人

- (1) 商 号 フジボウ愛媛株式会社
- (2) 本店所在地 愛媛県西条市大新田 272 番地
- (3) 代表者氏名 取締役社長 青木隆夫

4．控訴の経緯

当社の連結子会社である FILWEL は、平成 21 年 2 月 17 日付にてフジボウ社から FILWEL の製造販売する精密研磨布のうちの一部の製品がフジボウ社の保有する専用実施権を侵害しているとして、4 億 9400 万円の賠償金の提訴を受けておりました。FILWEL では同製品は FILWEL の独自開発品であり、フジボウ社の専用実施権の侵害には当たらないものと確信し、フジボウ社と係争してまいりました。

平成 22 年 8 月 31 日に大阪地方裁判所より、「(1)原告の請求をいずれも棄却する。(2) 訴訟費用は原告の負担とする。」との被告人全面勝訴の判決があったのに対し、同判決を不服としフジボウ社が控訴したものであります。

5．控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、被控訴人製品目録記載の研磨布を製造し、譲渡し、貸渡し、譲渡及び貸渡しの申出をしてはならない。
- (3) 被控訴人は、その占有にかかる前項の研磨布を廃棄せよ。
- (4) 被控訴人は、控訴人に対し、金 4 億 9400 万円及びこれに対する平成 21 年 2 月 24 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (5) 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

6. 今後の見通し

第一審判決では FILWEL の主張の正当性が認められ勝訴したものであり、妥当な判断であると認識しております。控訴審においても引き続き FILWEL の正当性を主張してまいります。

当社業績への影響は今のところないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上